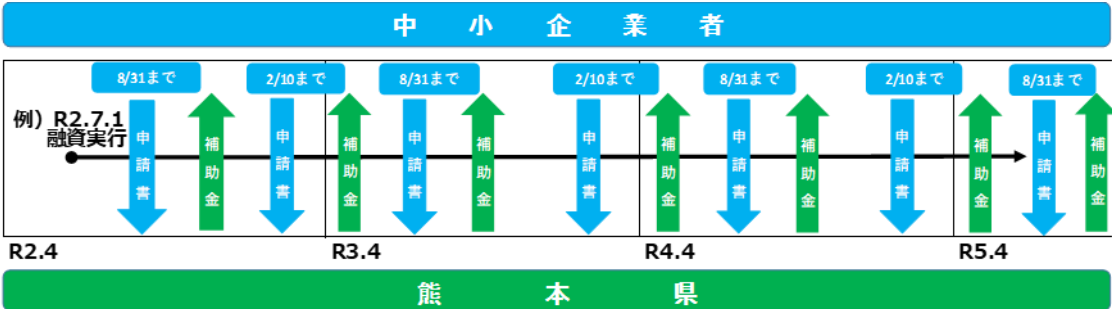


熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金 利子補給事業

県では、新型コロナウイルス感染症により経営が悪化した中小企業を支援するため、「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金」の利用に伴う**利子の全額を3年間補助**します。

対象者	「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金」を利用した中小企業者
対象期間	初回償還月（据置期間を含む）から3年間
利子補給額	全額（3年間）
お手続き	<p>・毎年（令和2年～令和5年）、年2回、県への申請手続きが必要です。 上半期（2/1～7/31）にお支払いの利子について、8/31まで 下半期（8/1～1/31）にお支払いの利子について、2/10まで</p>  <p>【年2回の各申請手続き ①→②→③→④】※上記例の場合、全額支給（3年間）に7回申請が必要</p> <p>① 「熊本県新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金認定書 兼 交付申請書 兼 請求書」を記入し、初回のみ次の添付資料と併せて県へ郵送。</p> <p>※ ①の交付申請書兼申請書は2回目以降、簡易な1枚紙となります。 ※ 初回に限り、セーフティネット5号に基づく融資を受ける場合は別紙申告書の提出が必要です。</p> <p>添付資料 ※ 初回のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（市町村発行）市町村認定書（セーフティネット4号、5号、危機関連保証）の写し ・（金融機関発行）償還（返済）予定表等、毎月の支払利子額が確認できる書類の写し ・（事業者準備）当該資金貸付返済口座の通帳の写し（口座名義が記載されている通帳表紙の次のページの写し） <p>② 県から事業者へ受理通知を発送 ※初回のみ。2回目以降は②の手続きはありません。</p> <p>③ 県から事業者へ交付決定通知を発送</p> <p>④ 事業者の指定した口座に県が利子補助金を振込</p> <p>※ 上記①の書類がそろいましたら、お早めに県へご提出（郵送）をお願いします。</p>

【注意】各交付申請期限（毎年8/31、2/10）を過ぎた場合、該当する期間の補助金をお支払いすることができません。請求漏れがないようご注意ください。

【申請書提出（郵送）・お問い合わせ先】

熊本県商工振興金融課
 〒862-0950 熊本市中央区水前寺6丁目5-19
 熊本県庁会議棟1号館4階
 電話：096-386-8811
 FAX：096-386-8814
 Mail:covid-19rishihojyo@pref.kumamoto.lg.jp

各種様式等は窓口でご案内します。
 県ホームページにも掲載しております。

熊本県 融資 コロナ 検索